

裁判所職員の定員に関する根拠法令

	裁 判 所 法 (昭和22年 4月16日法律第59号)	裁 判 所 職 員 定 員 法 (昭和26年 3月30日法律第53号)	合 計
裁 判 官	(第5条) 最高裁判所の裁判官 最高裁判所長官 1人 最高裁判所判事 14人		
	(第5条) 下級裁判所の裁判官 高等裁判所長官 8人 判事 2,035人 判事補 977人 簡易裁判所判事 806人 (員数は別に法律で定める)	(第1条) (計3,826人)	3,841人
一 般 職	(第65条の2) 裁判官以外の裁判所の職員 21,883人 (員数等は別に法律で定める)	(第2条)	21,883人
合 計	15人	25,709人	25,724人

(注) 平成29年改正後